

## ① 制度の概要

みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、**環境負荷低減の取組を通じた資材の生産・販売や新商品の生産・販売、農林水産物の流通の合理化**に必要な機械・施設の導入等を支援します。

また、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者等が行う環境負荷低減事業活動に必要な機械・施設の導入を支援し、**持続可能な食料システムの構築**を推進します。

## ② 支援内容

### □ 基盤確立事業

環境負荷低減資材の生産・販売や新商品開発、流通合理化の機械・施設整備を支援

最大2億円

補助率：1/2以内

### □ 環境負荷低減事業活動

農林漁業者の環境負荷低減取組に必要な機械・施設導入を支援

最大1,000万円

補助率：1/2以内

## ③ 対象となる取組

### 【基盤確立事業】

- 環境負荷低減資材の生産・販売
- 環境負荷低減農林水産物を用いた新商品開発
- 農林水産物の流通合理化取組
- 代替肥料やバイオ炭等の生産設備

### 【環境負荷低減事業活動】

- 特定計画実施に必要な機械導入
- 環境負荷低減事業活動用施設整備
- 水田除草機や堆肥舎等の設置

## ④ 対象者

- みどりの食料システム法認定事業者
- 農林漁業者・農林漁業者組織団体
- 民間事業者・第三セクター
- 公益法人・一般法人・NPO法人
- 技術研究組合・事業協同組合

## ⑤ 採択率向上のポイント

- 法的認定の取得：みどりの食料システム法認定が必須
- 特定区域での実施：優先採択対象となる
- 費用対効果分析：詳細な効果検証データの提示
- 組織体制の確立：施工管理・運営管理部門の明確化

## ⑥ 戰略的分析

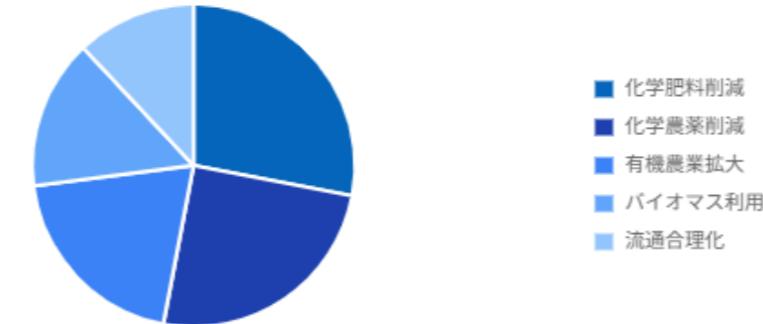
### 【事業規模別アプローチ】

- **大規模事業**は基盤確立事業で2億円枠活用
- 中小事業者は**環境負荷低減事業活動**が現実的
- 総事業費1億円未満でも条件付きで対象可能

### 【段階的な事業展開戦略】

- 第1段階：みどり法認定取得と計画策定
- 第2段階：**機械導入**による基盤整備
- 第3段階：施設整備による**事業拡大**

## ⑦ みどりの食料システム戦略推進状況



**環境負荷低減取組（2024年）**：化学肥料・化学農薬使用量削減が重点  
**目標達成状況**：2030年までに有機農業面積25万haを目指す

## ⑧ 導入対象機械・施設例

分野	代表的な機械・施設
資材生産	生分解性資材製造機械、炭化装置
新商品開発	野菜・果物加工工場、貯蔵施設
農業機械	水田除草機、有機栽培用機械
施設整備	堆肥舎、バイオマス処理施設
流通合理化	荷さばき機械、品質管理設備

## ⑨ 専門家活用のススメ

- **認定申請支援**：みどり法認定手続きの専門助言
- **計画策定支援**：費用対効果分析の精密化
- **技術選定助言**：環境負荷低減技術の選択
- **継続支援**：事業実施後の効果検証フォロー

## ⑩ 必要書類とチェックポイント

提出書類	チェックポイント
交付申請書	<input type="checkbox"/> みどり法認定書の添付必須 <input type="checkbox"/> 事業実施体制の詳細記載 <input type="checkbox"/> 交付対象経費の明確な区分
事業実施計画書	<input type="checkbox"/> 環境負荷低減効果の定量的記載 <input type="checkbox"/> 導入設備の仕様・必要性説明
収支予算書	<input type="checkbox"/> 総事業費1億円以上の根拠資料 <input type="checkbox"/> 複数業者からの見積書
組織・財務書類	<input type="checkbox"/> 定款・役員名簿・決算書 <input type="checkbox"/> 事業実施能力の証明

## ⑪ 申請スケジュール

### 事前準備期間

みどり法認定取得に6ヶ月程度。組織体制整備が重要。  
費用対効果分析・環境負荷低減効果の詳細検討が必要。

### 申請受付

都道府県経由で農林水産省へ申請。  
※事前相談を強く推奨。審査に2~3ヶ月要する。

### 審査・採択

申請から2~3ヶ月程度

### 交付決定通知

審査完了後、交付決定通知書発行

### 事業実施

交付決定後～事業開始  
完了実績報告は事業完了後30日以内に提出必須

## ⑫ 補足事項

- 総事業費1億円未満でも都道府県との協議により対象可能
- 複数名での共同利用の場合は上限額が人数分加算される

## ⑬ 問い合わせ

制度詳細	<a href="https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/midori_kouhukin.html">https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/midori_kouhukin.html</a>
お問い合わせ	農林水産省 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ TEL：03-6744-7186 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1